

請 願 書

令和6年11月 13日

川崎市教育長委員会
教 育 長 小 田 嶋 満 様

請 願 者

住 所 川崎市高津区上作延

氏 名

電 話

高津区上作延「公有財産」87号線:市営住宅:南原小学校 796 番 3021 m²、未登記に係る請願

教育委員会会議規則、第16条(請願)、以下(関係法令)項目、「本市の見解」を精査して戴きたく請願書を提出します。

理 由

- 1, 11月11日、維新の会を通し提出した「請願書」を参照ください。
- 2, 令和5年5月29日、財政局、建設緑政局は、「公有財産」87号線、市営住宅(学校用地 3021 m²)、平成10年7月13日、「理由」道路管理上必要な為、教員委員会から建設局に管理換え、「87号線、未登記」(回議書)を開示した。

87号線を本会議で議決「認定」した議長(青木功雄)は、本議会の決議、公報公告、教育委員会が行った、「建設局へ管理替え」を認知しながら、租税(関係法令)を齟齬にした本市の見解です。平成6年に道路公園センターは、上作延地区の市道(赤道、青道)、民地、境界標(杭)を設置、管理しています。都市計画法第4条12項「区画形質の変更」(1)、(2)、(3)、開発行為をする土地の面積が500 m²以上になる場合は「川崎市宅地開発指針」まちづくり局宅地審査課の許可が必要、【建築基準法第43条】接道義務、道路が必要です。11月11日、維新の会(請願)提出した、要旨、理由を確認ください。「請願の理由」7, 市(まちづくり局、関連局)が、市営住宅地内、87号線未登記(法律違反)を隠ぺいする為に相手方〇〇の違法な確認申請を知りながら確認処分をしました。◆87号線未登記が本事案、全ての根っ子です。

境界標(杭)を管理している、道路公園センター、建設緑政局、立ち会って市(行政)の不法な許認可を認識していない、上作延町会(三役)、別所支部住民、南原小学校長、教職員に宅建法(重要事項)に基づく、行政責任(説明)、市長(車座集会)など行って、被害者、請願者、上作延町会別所支部住民に損害賠償を求めます。



▲請願者[REDACTED]が、子供たちの為に南原小学校に寄贈した。市民ミュージアム（ジオラマ展示）していた「稲の祭り、村の構成、村の境」DVD を見てください。

※中央農協(十年のあゆみ):上作延小、十周年記念委員会編集、教育委員会が制作した、上作延3丁目地区、農家の記録です。

請願書が教育委員会(担当)に到着しましたら、お忙しいところ恐縮ですが、到着し
ことを記して「本文」を複写、返送おねがいします。